

「中央市 AI オンデマンド交通システム構築及び導入業務」公募型プロポーザル実施要領

1 業務及び公募型プロポーザルの目的

本実施要領は、「中央市 AI オンデマンド交通システム構築及び導入業務」を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により企画提案を求め、本業務に最も適した事業者を選定することを目的とし、必要な事項を定める。

2 業務の概要

本市の地域特性や地域内における公共交通等の現状、需要予測などから、利用者のニーズに対応した公共交通の実現に有効となるシステムの構築及び導入を行うもの。

(1) 業務名 中央市 AI オンデマンド交通システム構築及び導入業務

(2) 業務内容 中央市 AI オンデマンド交通システム構築及び導入業務仕様書(案)のとおり

(3) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

※実証運行は、令和7年10月からの実施を予定している。

(4) 提案限度額 10,120,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※上記金額は、本業務委託に係る一切の費用を含むものであり、契約時の予定価格を示すものではなく、予算規模を示すために明示するものである。

※提案限度額の内訳の参考は、次のとおりとする。

①AI オンデマンド交通運行システムの構築に関すること。

5,500,000円

②実証運行時のシステムの利用に関すること(令和7年10月1日から令和8年3月31日まで)。

4,620,000円

(5) 発注者 中央市地域公共交通活性化協議会(事務局:中央市未来戦略部企画課)

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、企画提案参加申込書の提出時点において、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 資格要件

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

③ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

④ 国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。

⑤ 国税及び地方税の滞納がない者であること。

⑥ 山梨県又は東京都内に、本社又は支店(営業所)を有する事業者であること。

(2) 参加に関する留意事項

- ① 参加事業者は、企画提案参加申込書の提出をもって本実施要領の記載内容について承諾したものとみなす。
- ② 参加に関して必要な費用は、事業者の負担とする。
- ③ 参加事業者から本実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属するものとするが、発注者は当該事業選定に限り提出される書類の内容を無償で使用することができるものとする。
- ④ 提出された書類については、変更できないものとし、その理由に係らず返却はしない。
- ⑤ 発注者が提示する資料は、提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、発注者の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。
- ⑥ 企画提案参加申込書の提出の日から受託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の企画については無効とする。
 - ア 参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
 - イ 一の参加事業者が複数の提案を行った場合
 - ウ 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
 - エ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - オ 虚偽の内容が記載されている場合
 - カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - キ 著しく信義に反する行為があった場合

(3) 業務実施上の条件

本業務の実施にあたっては、次の条件を満たすこと。

- ① 業務の再委託
契約の履行の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
主要な部分以外の第三者への委託は書面により発注者の承諾を事前に得ること。
- ② 配置予定技術者
本業務の技術的管理を行う者として管理技術者を配置すること。

(4) その他

- ① 発注者が提出する資料及び質問への回答書は、本実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- ② 本実施要領に定めるものの他、参加に当たって必要な事項が生じた場合は、参加事業者に通知する。

4 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和7年4月23日(水)午前9時から同年5月1日(木)午後5時まで
- (2) 提出書類 質問書(様式1号)

※質問は様式1枚につき1質問とし、内容を簡潔にとりまとめて記載すること。

- (3) 提出方法 質問書(様式1)を電子メール又はFAXで送付すること。
- ① メールアドレス：lg-kikaku@city.yamanashi-chuo.lg.jp
 - ② FAX番号：055-274-7130
- ※送信後、電話により受信確認を行うこと。
- 受信確認先電話番号：055-274-8523(本協議会事務局)
- (4) 回答方法 令和7年5月2日(金)までに次のホームページに掲載する方法により回答する。
なお、電話及び口頭等の個別対応は不可とし、無用な混乱を招くことが危惧される場合は、質問に回答しないことがある。
- 中央市ホームページURL：
<https://www.city.chuo.yamanashi.jp/soshiki/kikaku/kikakusoumu/cyuuoushichi-ikikoukyoukoutsuukasseikakyougikai/koutuuosirase/13574.html>

5 参加申込方法

参加資格要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次の書類を提出すること。

- (1) 提出書類
- ① 企画提案参加申込書(様式2号)
 - ② 事業者概要調書(様式3号)
 - ③ 経営状況が確認できる書類(財務諸表、決算書等) ※直近年度
 - ④ 納税証明書の写し
- ※提出の日から3か月以内に発行されたもので、国税及び地方税(都道府県税)に未納がないことを示すもの。
- ⑤ 法人の登記事項証明書※提出の日から3か月以内に発行されたもの
 - ⑥ 業務実績報告書(様式4号)
 - ⑦ 管理技術者調書(様式5号)
 - ⑧ 業務実施体制調書(様式6号)
- (2) 提出期限 令和7年5月12日(月) 午後5時まで
- (3) 提出部数 正本1部
- (4) 提出先 中央市地域公共交通活性化協議会事務局(中央市未来戦略部企画課内)
- (5) 提出方法 郵送又は持参
- ※郵送の場合は、受取日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。
- ※持参の場合は、平日の午前9時から正午、又は午後1時から午後5時までの間に提出すること。

6 一次審査

企画提案参加申込書を提出した事業者が3者を超える場合、事務局において一次審査を実施し、プレゼンテーション審査に進む事業者を3者選定する。

(1) 審査方法

事務局において提出書類を総合的に審査し、評価の高い方から3者をプレゼンテーション審査に

進む事業者として選定する。なお、審査は非公開とする。

(2) 評価項目等

別表「審査基準書(一次審査)」のとおりとする。

(3) 審査結果

一次審査の結果は、各事業者に対して令和7年5月15日(木)に電子メールにより通知する。

なお、一次審査における評価点数は公表しないものとし、審査結果に対する問い合わせ及び異議申し立て等は受け付けない。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書提出書(提案審査申請書)(様式7号)
- ② 企画提案書(任意様式)
- ③ 業務実施工程表(任意様式)
- ④ 見積書(様式8号又は任意様式)※積算の内訳を記載すること。

(2) 企画提案書の主たる提案項目

【共通事項】

○本業務にかかる仕様書(案)に示す内容及び目的を十分理解し、かつ、専門的な知識、経験、ノウハウ等を最大限に活用し、本業務が最大限の効果を上げるために必要となる提案に努めること。

○可能な限り平易な表現を用い、専門用語等の使用に際しては注釈を付けるなど、分かりやすく具体的に作成すること。

○企画提案書の構成は、別表「業者選定基準」の項目及び評価の視点に留意して作成すること。

【個別項目】

○実施方針 A4判 1枚以内

「中央市地域公共交通計画」及び「中央市デマンド交通実証運行実施計画」等を基に本市の地域や公共交通の特性を確認し、業務遂行の基本方針、業務実施体制について記載する。

○工程計画 A4判 1枚以内

業務開始から完了までのスケジュール及び業務フローを記載する。

○システム(具体的機能等) 各A4判 枚数制限なし

※プレゼンテーションに収まる範囲とする。

次の1から7までの項目(視点)について、提案内容や画像イメージ等を記載する。

1. システム構成とデザイン[利用者、ドライバー、管理者等の各画面の構成とデザイン等]
2. 機能要件[基本機能、特徴的な機能、管理機能等]
3. 操作性、ユーザビリティ[利用者、ドライバー、管理者等の操作性、使いやすさ等]
4. 拡張性[システムの拡張性、特性]
5. 保守管理体制[サポート範囲、メンテナンス、障害発生時の対応、バージョンアップ等]

6. セキュリティ対策 [個人情報保護、セキュリティ対策等]

※記載するに当たり、次の内容に留意すること。

- ・具体的な機能や操作方法については、文章だけでなくイメージ等を可視化すること。
- ・「中央市地域公共交通計画」及び「中央市デマンド交通実証運行実施計画」との整合を図ること。

○有人電話受付予約センター A4判 1枚以内

有人電話受付予約センターの体制について記載する。

○調整、協議等 A4判 1枚以内

本協議会事務局及び運行事業者との連絡調整及び協議方法を明示する。

○技術的提案・創意工夫 A4判 2枚以内

仕様書(案)に示す業務内容における有効な手法等の提案を記載する。

仕様書(案)に明示のない事項に対する提案、その他企画提案者が考える独自提案等を記載する。

- (3) 企画提案書作成要領 A4判(両面印刷可)、文字は12ポイント以上とし、左綴じで製本すること。なお、表現の都合上、A3判の資料等を挿入する場合は片面印刷とすること。印刷は、モノクロ・カラーを問わない。
- (4) 提出部数 各9部(1部を正本とし、残りの8部はコピーを可とする。)
※提出書類は、2穴綴じ、ホチキス止めとする。
- (5) 提出期限 令和7年5月22日(木) 午後5時まで
- (6) 提出方法 郵送又は持参
※郵送の場合は、受取日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。
※持参の場合は、平日の午前9時から正午、又は午後1時から午後5時までの間に提出すること。

8 参加の辞退に関する事項

参加申込後に辞退する場合は、辞退届(様式9号)を企画提案書類の提出期限までに提出すること。なお、提出先及び提出方法は、企画提案参加申込書と同様とする。

9 プレゼンテーション審査

企画提案書を提出した事業者(以下「企画提案事業者」という。)による審査員へのプレゼンテーションを行い、最高評価の1事業者を優先交渉権者として選定する。

- (1) 実施予定日 令和7年6月2日(月)

※実施予定日は、変更となる可能性あり。詳細は、別途通知する。

- (2) 実施場所 中央市役所南館2階205会議室(中央市臼井阿原301番地1)

- (3) 事業者の出席 プレゼンテーションの出席者は1企画提案事業者につき3名以内とし、原則、管理技術者は出席すること。

- (4) 実施方法 プレゼンテーションは20分以内、質疑応答は10分程度とする。

プレゼンテーションは提出のあった企画提案書等を用いて、その表記順

に沿って行うこと。

パソコン等を使用する場合は、企画提案事業者が持参すること。

※本市においてプロジェクター及びスクリーン（モニター）を用意するが、それ以外で必要なものがある場合は企画提案事業者が用意すること。
なお、追加資料は受理しない。

※特別な事情によりプレゼンテーションの実施が困難となった場合は、
プレゼンテーションを省略し、書類審査のみとする場合がある。

10 審査

(1) 審査方法

審査は非公開で行い、提出のあった企画提案書等を用いたプレゼンテーションを受けた上、質疑応答を実施し、総合的に審査を行う。

審査項目について評価点数を足し、その合計点数の一番高い者を優先交渉権者とする。なお、選考委員1人あたり100点満点とし、選定基準は別表のとおりとする。

企画提案事業者が1者の場合であっても審査を実施し、審査基準を満たすと認められる場合には、その事業者を優先交渉権者とする。

※プレゼンテーションが省略された場合、提出のあった書類をもって審査を実施する。

(2) 審査結果

審査結果は、すべての企画提案事業者に対して郵送により通知する。

なお、審査結果については公表しない。また、審査結果の異議申立ては受け付けない。

11 企画提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。失格となった企画提案事業者は審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該企画提案事業者の審査結果を無効とする。

- (1) 上記「3 参加資格」を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが明らかになった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があったとき。また、候補者として不適格と認められた場合。
- (4) 書類の提出期限、その他本実施要領の記載事項を遵守しなかった場合。
- (5) 企画提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合。
- (6) 見積書の金額が提案限度額を超過した場合。

12 優先交渉権者の決定方法

選定委員の採点により、合計得点が最も高い企画提案事業者を本業務の優先交渉権者とする。ただし、すべての選定委員の平均得点が総点数の6割に満たない場合は、この限りではない。

最高合計得点者が複数いる場合は、提案金額が最も安価な企画提案事業者が優先交渉権者とする。

※優先交渉権者との協議が整わない場合、次点交渉権者と協議を行うものとする。

13 優先交渉権者との協議(契約)

発注者と優先交渉権者は、企画提案の内容に基づき仕様書、価格等の協議を行い、仕様書等の契約内容を確定させた後、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条に定める随意契約により速やかに契約手続を進めるものとする。なお、契約に際し、改めて見積書を提出するものとする。ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議を行うものとする。契約の手続きは、中央市財務規則(平成18年中央市規則第39条)の規定に準じるものとする。

14 留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返還しない。
- (3) 書類の作成、提出及びその説明に要する費用は提出者の負担とする。
- (4) 管理技術者、担当技術者は原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更を要する場合は発注者と協議のうえ決定するものとする。

15 その他

企画提案に当たっては、次の資料を参照すること。

- ・中央市地域公共交通計画(令和6年3月策定)
URL : <https://www.city.chuo.yamanashi.jp/machi/keikaku/keikaku/kurashi/12523.html>
- ・中央市デマンド交通実証運行実施計画(令和7年3月策定)
URL : <https://www.city.chuo.yamanashi.jp/machi/keikaku/keikaku/kurashi/13589.html>

16 プロポーザルの実施及スケジュール

実施内容	実施期間または期日
1. 公告・公募開始	令和7年4月23日(水)
2. 質問書(様式1号)受付期間	令和7年4月23日(水)から5月1日(木)まで
3. 質問の回答	令和7年5月2日(金)まで
4. 参加申込書(様式2号)受付期限	令和7年5月12日(月) 午後5時まで
5. 一次審査結果※3者を超えて実施した場合	令和7年5月15日(木)
6. 企画提案書(様式7号)等受付期限	令和7年5月22日(木) 午後5時まで
7. プレゼンテーション審査	令和7年6月2日(月)
8. 審査結果通知及び公表	令和7年6月4日(水)

17 各書類の提出先・問合せ先

- (1) 担 当 中央市地域公共交通活性化協議会事務局(中央市未来戦略部企画課内)
- (2) 住 所 〒409-3892 山梨県中央市臼井阿原301番地1
- (3) 電 話 055-274-8523
- (4) FAX 055-274-7130
- (5) メールアドレス lg-kikaku@city.yamanashi-chuo.lg.jp